



地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、次のとおり和東町長の職務を代理する者を設置する。

令和5年6月30日

和東町長職務代理者

副町長 奥田



1 職務を代理する者の職氏名

和東町長職務代理者 副町長 奥田 右

2 職務を代理する期間

令和5年6月30日から和東町長選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第102条に規定する当選等の効力が発生するまでの間